

午後3時18分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、1番和田庄治議員の質問を許可します。1番和田庄治議員。

（1番和田庄治君登壇）

○1番（和田庄治君） 皆さん、こんにちは。1番、日本共産党、和田庄治です。

本日、午前中にもお話ありましたが、ことしの9月19日、参議院で安保関連法案、戦争法案が深夜、数の力によって強行採決されました。この法案の中身というのは、今までマスコミ等でも説明がありましたけど、自衛隊が世界の裏まで行って、そこでその戦地で行っている戦闘の後方支援を行おうという、させようという法案の中身であります。

戦争になった場合、安倍首相は自衛隊は後方支援、いわゆる兵たんをさせるというふうには何度も発言をしていますが、兵たんというのは一旦戦争が起こると、敵の戦闘員はその補給を断つために、その兵たん部隊、いわゆる後方支援部隊をたたくことからまず始めます。それほど危険な今回の法案であるということがあります。

それに対し、今、朝倉では毎月19日をです、戦争法が採決された日として戦争法廃止のための行動をやっており、朝、各交差点等に立ち、戦争法廃止のアピールをやっています。

また、国はつい先日、沖縄の辺野古埋め立てに関する沖縄県知事の埋め立て承認取り消しのための行政代執行をするための沖縄県に対する裁判所に提訴いたしました。これも国が地方自治体に対する地方自治の意思を踏みにじる暴挙だというふうに考えております。これに関しても私たちも反対はしております。

こういうふうな国がやってるからだとか、県がやってるからというふうなことではなく、地方自治の意思を確実に主張するためにも今回の質問に立ちたいと思います。

以下の質問は質問席で行いたいと思います。

（1番和田庄治君降壇）

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） まずは就学援助制度についてお聞きいたします。

きのうと午前中との間に就学援助に関していろいろな質問がありましたので、私は簡単に1項目だけ質問したいと思います。

ちょっと過去に私がちょっと記憶にないんですが、入学準備金という制度がほかの町ではあるんですけど、今現在、朝倉市ではその入学準備金制度があるのかどうか。そして今、何月ぐらいにそれを支給してるのかをお答えください。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 朝倉市におきましても就学援助の中に入学支度金的なものの支給をいたしております。所得証明書等の提示を求める関係上、6月以降の支給になっているところでございます。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） 私の個人的考えというのもありますけど、今、いろんな市議会、町議会とかでも出てる話の中で、この入学援助金、どこでも結構4月以降に出してあるところがあるんですけど、けど、この入学援助金というものは入学前に出すものではないのかというふうには思いますけど、それはどういうふうに思われますか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 確かに議員おっしゃいますように、入学前に必要なために入学支度金というような名称がついてるというふうには教育委員会のほうとしても認識をしてるところでございますが、先ほど申し上げましたように、その額の確定なりをするためには一番直近の所得の状況を把握しなければならないということから、6月以降でない前年の所得証明が公的にとれないというような課題もございまして、朝倉市といたしましては6月以降に支給をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） これはほかの自治体の話になりますけど、福岡市とか、そのほかの都市でも今、4月前、3月が一番多いんですけど、に入学準備金をもう支給するというふうになってくる都市があります。その前年度の収入が出るのがそれぐらいの月だから6月だというふうになるんだったら、その前の年の収入で計算して出すというふうな方法もできるんじゃないかと思えますけど、どうでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 確かに議員おっしゃいますように、一昨年の所得証明に基づいて額を確定し、入学支度金を支給するというのも不可能ではないというふうに認識はしておりますけれども、一昨年の所得と昨年の所得に違いが生じた場合、所得が例えば大幅にふえたとか、そういった場合には支給いたしました入学支度金につきましては再計算をし直して返還をしてもらう必要がございますので、その辺がちょっと課題ではないかなというふうに教育委員会としては考えてるところでございます。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） そしたら、その逆のパターンもあり得るということですかね。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 一昨年の所得が昨年の所得より多い場合、昨年の所得のほうが少ない場合につきましては上乘せといいますか、追加で支払うという状況は出てくるかというふうには考えております。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） では、そういうふうにはできるのであるのだったら、ぜひこの入学

準備金を4月前に出せるようにやっていただくことを切に要望いたします。

続きまして、小中一貫校について質問いたします。

実は、これは私が6月議会のときにある市民の方から、秋月に関してですけど、これは秋月の市民が賛成をしてるから反対はしないでくれというふうな要望があって、市民が要望してるんだっただらということで、私はずっと思っていました。ところが、この前の議会報告会の少し前に別の市民から、秋月の一貫校に関しては反対しているという声が出てきました。それに関して、1度そのことをその方に聞いたら、いわゆる内容としては、アンケートが行われたときに、そのアンケートが誘導されてる、賛成になるように誘導されてるというような向こうからの言葉がありまして、それに関して教育委員会、どういうふうになってるか、ちょっとお願いいたします。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 教育委員会としては決して誘導しているというふうなアンケートになっていたというふうには考えておりません。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） 実際この秋月の小中一貫校に関しては、市民から要望が出てるといふ話も聞いてますけど、その件に関しても詳しくお願いいたします。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） これまで全員協議会の中では、秋月小中一貫校に関します経過についてはるる述べてきたわけでございますけれども、平成25年の5月までに計3回にわたりまして秋月小中一貫校設立に向けた要望書というものが秋月地域、3コミュニティが主体となっております秋月小中一貫校推進協議会というところから市長と教育長宛てに提出をされたところでございます。

このことを受けまして、平成25年7月から秋月校区小中一貫教育モデル校構想に関する意見交換会というものを秋月地域のコミュニティ会長、それからコミュニティ事務局長、教育委員会教育課と、その可能性を探るために意見交換をこれまで10回程度行ってきたところでございます。

その内容につきましては、児童生徒数の将来の推移、あるいは小学校校舎の耐震補強工事の関係、あるいは教育特区認定申請でのモデル校の検討、立地条件など、こういった内容について計10回の非公式といいますか、そういう会合を地元と持ってきたところでございます。それで、改めて公式な協議の場の設置をするために住民の皆さんに意向を確認するというふうなことから地域住民アンケートを実施をしてきたところでございます。

このことから当時の、先ほど申し上げました推進母体であります秋月校区小中一貫校推進協議会で地区説明会と住民アンケートの実施を行ったところでございます。そのアンケートの結果につきましては、1,051世帯にアンケートを配付いたしまして、回収率が

90.58%でございました。その中に秋月小学校敷地内の現在の敷地内に現在の小学校校舎を活用し、小中一貫校を設置することについてどう思いますかという設問に対しましては、賛成が75%、反対が3%、わからないが12%、説明が必要が7%、その他、無回答3%という結果でございました。

このアンケートの結果が報告、公表されまして、平成26年の9月に公式な協議の場といたしまして現在の秋月中学校区小中一貫校建設協議会が発足をし、今日まで協議が進められてきたところでございます。現在までに校舎の位置、それから開校予定日、教育方針などの協議結果が教育委員会の意見とともに市長のほうに報告をされて事業の推進を図っているところでございます。

以上、申し上げましたようにアンケートで75%の賛成があつておりまして、教育委員会といたしましては反対が3%と少ないこともございまして、地域の総意というふうに取りまして正式な場を設けてこれまで協議をしてきておりまして、一部の方には確かにそういう反対があるかと思えますけれども、市としては地域の総意と受けとめて粛々と事業を進めてきているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） このアンケートの中で、アンケートの設問の中に小学校への移転ということで七十何%とありますけど、これに関しては中学校への移転という話は出なかったんでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 先ほど申し上げました地元3地区からの要望書の中では、その時点での地域の総意として、小学校の敷地内に中学校を移設して小中一貫教育を進めたいというふうな構想がございました関係でそういったアンケートになったところでございます。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） 実はこの前、この反対という話がある前に、1度、私、秋月小学校のほうに行って、そこの住民からある話を聞いたのが、秋月小学校の周りに災害危険地域が幾らもあるという話がありました。多分その市民の方は、そういうふうなアンケートとかも知らずに、そういう要望が出てくることも知らなかった方で、いや、何か秋月、こちらに移転するよという話をしたら、こんな危険なところに移転するのかという話が出てたんです。こういうふうな話は協議会の中では出てこなかったんでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 正式な場を立ち上げる前に、あの周辺地域が土砂災害特別警戒区域、あるいは警戒区域になるということについては、まだ判明しておりませんでした。

正式な協議会を設立した後にそういうことが判明いたしまして、県のほうから説明が地元になされたところでございます。その建設協議会の中でも委員のほうからそういった危険箇所がいいのかというふうなお話もございましたけれども、今後は万全の体制をとって、その災害区域の解消に努めていきたいというふうなことから、今、事業が進んでるところでございます。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） この移転に関しては、もう具体的にいつ移転されるかというのは決まってるんでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 先ほど協議の内容の中で、校舎の位置、開校予定日、教育方針というふうな3点が報告されたというふうに申しあげましたけれども、その中で開校予定日を31年の4月というふうに現時点で決定をしてるところでございます。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） その31年の4月までにその災害危険区域、いわゆる土砂災害危険区域とかの整備というか、補修とかはできるんでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 小中一貫校の建設の事業と土砂災害警戒区域の工事等については同時並行で進んでいく予定にしておりますけれども、若干工事のほうのスケジュールというものがございますので、開校日までにははっきり間に合うかということにつきましては、今、断言はできない状況でございます。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） 6月議会、または9月議会でも出たと思うんですけど、杷木の一貫校の中でもその災害の問題が出てきたと思うんですね。やっぱりその地域で出る話というのは、やっぱり災害の話なんです。というのは、その住民の方からよく出る話で、災害に関して何も進んでないと、あるところではこうやって何か線引きまでしてあって、今度ここ工事入りますよという話なんですけど、いつ入るんでしょうかねという私にいつも相談が来るんですね。そして、聞いてみるとまだ計画してないとか、まだいつになるかわからないという答えがいつも出てたということ。

そういう中で、なら小学校とか中学校というふうになると、やっぱり子供の安全を守るためにも、そういうところを差しおいてとは言いませんが、やっぱり先決にやるべきじゃないかなと思うので。

一応、住民から聞いた話の中では賛成派の方が多というふうには聞いてます。それは中身としては過去の昔の話ですけど、安川小学校がなくなったという経緯があって、秋月に統合したということがあって、秋月小学校でも同じことが起こってはまずいという住民

の考え方でこういうふうになったというふうに聞きました。

今、小中一貫校の中で問題になってるのは、小中一貫校でやる中で、いわゆる職員の方が忙しくなると。結局、今まで別々にやっていた教育分野が一緒になるということになって、いわゆる目が届かないところが出てくるといふような問題点が出てくると。そのために小中一貫校によるいわゆる教員の削減という話もちらほら出てくるといふ話もあります、ほかの地区では。朝倉だといふ話ではありません。それに関してはどういふふうにお考えなのかをちょっとお聞かせください。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 教育委員会としては職員が削減されるという認識は持っておりませんが、これまで以上に先生方が忙しくなるといふことについては想定しておりません。ただ、メリットのほうはかなり大きいのではないかな、1つの敷地内に1つの建物ができます関係で、小学校と中学校の交流が流動的にスピーディーに行われるといふようなことで、メリットのほうが高いのではないかなといふふうに認識をしてるところでございます。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） ちょっと余りにもほかのどこではあり得ない話も出てるのがあります、小中一貫校の中で。いわゆる今までだったら小学校1年生から6年生という間の中での話だったけど、それが中学校3年生までといふことになったときに、その中でいわゆるいじめが、いわゆる高学年からのいじめがあった場合なんか、ちょっとひどくなるという話がちょくちょく聞かれます。そういう場合の対処の問題も出てきますけど、それに関してはどう思われますか。

○議長（浅尾静二君） 教育課参事補佐。

○教育課参事補佐（朝妻浩慶君） 1年生から9年生までといふような考え方も1つの方法としてはございますけれども、固定化した人間関係といふのはやはり1つの大きな課題であろうといふふうに思います。ただ、秋月小学校、中学校に関しましては、全学年1クラスでございまして、1小1中の関係です。ですので人間関係の固定化といふのは小中一貫になろうが、今の段階であろうがさほど大きな変化はないかといふふうには思っておりますけれども、メリット的な見方をしますれば、長い期間、子供たちの人間関係をいわゆる見守っていくことができますので、そういった事案が起きた場合でも解消を図っていくといふような手だても、それだけの時間をかけて行うことができるといふことも考えられると思います。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） ぜひ今回秋月に関してのケースでもありますし、杷木等でも行われるとは思われますけど、まずやるといふふうな状況でいくんだったらいふふうなケアの面といふことを重視してやっていただきたいと。職員の減少もないといふことである

のなら、そこで充実させるということで目が届きやすいような教育環境にさせていただきたいということをお願いいたします。

続きまして、子育て支援に関する質問をいたします。

子育て支援に関しても先ほどの入学準備金等もありますけど、今回は。前回の9月議会でも質問に出しましたけど、子供の医療費に関して質問したいと思います。

前回の質問の答えの中で、財政調整基金から支出して、県が小学校6年生まで無料にするんだったら中学3年生まで無料にしたらどうか、それに対して4,300万円で済むじゃないかという話をしたときに、それを経常的に出すということにはできないという話があったので、だったら地方創生先行型交付金として使ったらどうかと。そして、それを予算づけをしていって、継続的にできないかということを知りたいと思います。お答えください。

○議長（浅尾静二君） 保険年金課長。

○保険年金課長（松尾俊孝君） ただいまの質問でございますが、子供医療費の助成につきましては、これまで段階を踏んで対象を拡大してきたところでございます。また来年、28年の10月からは県の補助金交付要綱が改正されまして、小学校の入通院まで補助対象を拡大するということが予定されております。

御質問の地方創生資金の関係なんですけど、これを活用しまして中学校までの医療費の助成をということができないかという御質問であろうかと思いますが、平成27年度予算におきましては、市単独分の財源として、交付金のうち1,200万円、これを充てまして財源としております。なお、来年度以降、平成28年度以降も続きまして、この交付金を医療費助成に活用できるかどうかということにつきましては、現段階では不透明なところがございます。ある通信社筋の報道によりますと、新型交付金は医療費助成の活用を認めないというような仕組みになる見通しでもあるというような情報も入っております。

なお、医療費助成につきましては、子育てに対する支援ですけれども、本来、国を挙げての取り組むべき課題でございまして、このことは第85回全国市長会におきまして議決されました特別提言のとおりでございます。国が財源を負担し、全国一律の制度とすべきものであるというような特別提言になっております。たとえ財源が確保できたとしても、これを直ちに中学生までの医療費助成ということで単独事業として実施することは現在はお考えしておりません。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） 国がそれを考えていないというか、そういうことを進めるあはしないという話ではなくて、それを市単独、自治体単独でできないのかということをお聞きしたいんですけど、確かに財政の問題があると思います。でも、今人口減少の中で、今実際人口が増加してくる町があるんですよ。そういうところでは医療費とは限りませんが、いろんな子供政策を画期的なことをやってきた上で、人口が少しずつふえてきたと

いう経緯も出てきてるんですね。それを地方創生の中で今後話し合う中でも、こういうのをやっていくべきではないかというふうに思います。それを自治体だけではできるのかということをお答えください。

○議長（浅尾静二君） 保険年金課長。

○保険年金課長（松尾俊孝君） 先ほど申しましたある通信社の報道によります医療費への充当を認めないということに関しましては、この医療費に充当すればその分は地方創生の交付金、こちらのほうが削減される可能性があるという含みを持たせているような状況であると認識しております。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） それは国が直接に言ってきたことではないんですかね。じゃなくて、そういうふうな話が出てきてるということですか。

○議長（浅尾静二君） 保険年金課長。

○保険年金課長（松尾俊孝君） まだ不特定要素ではございますけども、そういう情報があるというところでございます。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） 国がそれでそういう交付金等を削るという話になるんであったら、だったら今やってる地区というのはどういうことなんですか、ほかにやってるところも今あるんですね。そういうところとかは、そういうふうに今なってるという事例があるということですか。

○議長（浅尾静二君） 保険年金課長。

○保険年金課長（松尾俊孝君） 平成27年度分におきましては、各自治体、充当されている自治体はあろうかと思いますが、28年度以降につきましては、新型交付金というような名称で今のところは情報が流れてきております。このことに関しましては医療費等に充当すれば、その分の削減といいますか、縮減、そのことが考えられるというまだ確かなものではございませんけども、そういう情報があるというところでございます。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） いわゆる地方創生交付金を使った場合はそうなるということですね。

そしたら、そうだったらそれができないのであれば、今、朝倉市の中で大型公共事業が2つ計画というか、話し合われてますね、市庁舎建てかえもそうですし、朝農跡地の問題もそうです。だったら、朝農跡地、大型公共事業よりもさきにこういうことに手をつけるべきではないんじゃないかと思いますけど。



○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（堀内善文君） 市の予算で何をするかというのは、そのときそのとき、いろいろ計画してるわけでございまして、朝倉市の場合におきましては、いろんな方から提言がございました、転入されたときの補助金をすればいいとか、そういうことも1つの案でありましょうし、今議員が言われております医療費の無料化というのも1つの案でありまして、それはすれば確かに効果はあろうと思います。ですが、財源の問題が出まして、議員は公共事業はやめてこちらということでしょうが、一般的に公共事業のほうは、国の補助金とそれから起債で行っております、合併特例債でございしますが、この財源は一般的にはソフト事業にはまず使えないというのがございます。今回やろうとする場合には、体育館と庁舎で120億円の予算計画をしておりまして、その中で基金を40億円使おうと思っておりますが、やろうと思ったらそちらのほうの40億円ができないかといったらできるわけですが、朝倉市としては、それよりも今は庁舎と体育館のほうを優先していきたいという形で今やろうとしてるところでございます。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） そうですね、今までの特別委員会の中でも確かに120億円という額が出てのも私は知っております。国からの交付金で建てかえをやるという話も聞いておりますが、体育館に関しては、私の耳に入ってくるには、市民が望んでるものではないというふうに私は聞いてます。だったら、市民が望んでいるこういうふうな医療費の無料化とか、あと後でもう少しお話ししますが、国民健康保険の引き下げとか、そういうものに充当したほうが今後の朝倉市のためにはいいのではないかと私は思いますがどうでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今、市民が望んでるものでないとは断定的に言われましたけれども、市民もいろんな考え方の市民がいらっしゃいます。中にはそれは体育館は要らんばいと言う人もいらっしゃるかもしれません。しかし一方では、現実問題として議員さんいらっしゃらなかった時代ですけども、多くの体育館を建設してくれ、署名もいただいているわけです。ですから、断定的に市民が望んでるものでないという言われ方はどうかなと思いますけども、そういったもろもろの中で政策を選択していくわけですから、今回の場合は体育館を建設させていただこうという選択をしたということでございます。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） その昔の経緯はちょっと私も知りませんでしたのでわかりました。

いや、私のほうに来た話では、やっぱり私が来てからの話なんです。その中で、全ての市民とは言いません、確かに一部の市民でしょう、ああいうものは要らないんじゃないかと、そんな県大会レベルの施設が要るのか、県大会なんかほかの地区でもできるじゃないかというふうな声があって出てきたようなものだと思います。

でも、今回やっぱり国は社会福祉に関してどんどんどん削っていくという今状況が起きています。だったら、それだったらその弱い立場の市民を守るのは自治体の仕事だと考えていますので、やっぱりそこはそのためにもこういうふうな自治体でどういうふうを考えていくかということで、こういうふうな、先ほど国民健康保険の話も出てましたので、このまましますけど、国民健康保険を、今回保険者の支援制度の活用で少し下げることができるようになってるはずですよ。それとプラス自治体でこれを下げることができないのかと。実際の話、国民健康保険も高いという話が出る、それが多分滞納の数にも反映してると思います。それに関してはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 保険年金課長。

○保険年金課長（松尾俊孝君） ただいまの御質問なんですが、まず今回の保険者支援制度につきましては、国が行う社会保障制度の改革メニューの1つでございます。国保への財政支援の拡充を行うために、平成26年度から順次国保法の改正が行われております。

まず平成27年度におきましては応能分、いわゆる所得割分なんですが、中間所得層を中心にしまして保険料の軽減を行うために低所得者層、保険料の軽減を対象となった一般被保険者でございますが、この被保険者数に応じまして一定割合の公費補填を保険者の財政支援として行うものでございます。

具体的な内容としましては、公費約1,700億円が投入されまして、この制度の拡充がなされるものでございます。概要としましては7割軽減と5割軽減の対象者に応じた補助率をそれぞれ12%から15%、6%から14%に引き上げるとともに、新たに2割軽減対象者につきまして、補助率を新たに13%というものを設定するものでございます。

なお、現行の保険料のベースなんですが、今までにおきましては収納ベースが基礎となっております。今度の改正におきましては、いわゆる調定分、収納分じゃなくて調定分のベースで改定されることとなります。言いかえますと算定ベースが拡大されるというようなことになろうかと思っております。

このことをベースに国の試算のほうでは、平成30年から被保険者1人当たり1万円の財政効果があるというふうに試算をされております。ちなみに平成27年度におきましては約1人当たり5,000円という試算もなされております。ただし、御存じのとおり平成30年から財政運営の主体が県のほうに移行しますので、これに基づいて市町村ごとの分賦金を決定しまして、市町村は県の示す標準保険税率、これをもとに保険税の算定方式や予定収納率に基づきまして保険税を定めるというようなやり方によってまいります。そして、保険税を賦課徴収し、分賦金を県のほうに納めるというような制度に改められるところでございます。

この制度に基づきまして朝倉市のほうで試算をしておりますので、その試算ベースを申し上げますと、ただいま議員言われた保険者支援制度に基づきましては、対前年に対しまして約1億2,000万円の収入増ということを見込んでおります。しかしながら、片や国県

の調整交付金、療養費負担金、これが前年に対しまして約7,300万円ほど減額される予定でございますので、差し引きの4,700万円の増収に結びつくというような結果にはなりません。現状におきましては、退職医療におきます療養給付費交付金、これが減額されておりますし、この補填材料につきましても国のほうでは現在のところのように手当をするかということが示されておられませんので、こういうことを鑑みますと、一概にすぐ保険料を引き下げるといことは困難であろうかと思っております。

さらに現状を鑑みてみますと、朝倉市では昨日の一般質問のほうでも出ておりましたけれども、累積赤字が6億7,400万円程度でございます。この赤字分については、ただいまのところではまだ解消のめどが立っていないのが現状です。先ほども申し上げましたが、平成30年度から財政運営の責任主体が県のほうに移行されますので、この内容についてもまだ概要が示されておられませんので、将来の動向が把握できないというのが現状でございます。

このような状況下にあつて、医療費のほう下がるという期待度も薄いと考えております。この財源と医療費の関係を勘案しながら今後も検討を重ねていくということが必要であろうかと思っております。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 課長に申し上げます。答弁は簡潔にお願いいたします。

1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） ちょっと今の説明の中で、一概に引き下げられないという言葉が出ました。なら、一概に下げられないのだったら段階的に下げることとかはできるんですか。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（堀内善文君） 制度が変わりまして、議員の知ってあるのはいろんな制度で支給金がふえるから国保税は下げるべきだというお考えというふうに理解しております。朝倉市の国保税は、もう十分御存じかと思っておりますが赤字になっておまして、27年からそれに対応するものとしまして国保税を上げようという検討を26年に行いました。そのときに試算でいきますと年間3億円程度、単年ベースでいきますと毎年赤字になると。ですから、赤字を3億円ふやすためには国保税を3億円上げなければならない。そうすると国保の負担が非常に、住民の方の負担が多くなりますので、一般財源のほうで半分は負担しましょうという形で整理させていただいたところでございまして、この新しい支援者制度というのが出てきたとしても、一般会計から負担するものまでカバーできるものではございません。ですから、今の段階では半々の負担、国保税と市からの一般会計の負担で半々でいきましようと言っておりますが、このあたりは様子を見ていきながら最終的には調整は出てこようと思っておりますが、今課長が申し上げましたように、今の段階で新しい制度ができたからイコール国保税の引き下げにはならないということでございます。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） 下げられない理由というのはよくわかります。でも、このままでいきますと多分、国保に関しての滞納というのはまだふえていくと思います。というのは、世間では景気がよくなってるとか、給料が上がってるとか、ボーナスが上がってきてるといふ何かマスコミの中では話がありますけど、実際の実感の問題ではそういうことはないというのが統計的に出ると。

そういう中で、今の現状でも滞納があるのも今後もまた起こっていくと。再来年からは消費税が今度10%に2%上がっていくと。もっと消費の冷え込みというのは急速になっていくでしょう。そうなったときに、なら今まで滞納してきた人がまたふえて、今後滞納していく、赤字はふえていく。赤字がふえていって、国民健康保険がなくなったとか、支給されなくなった人たちの病気がふえる、そういう人たちが今度また医療かかる、医療かかれば、またさらに医療費がかさんで、その分が赤字として来るという悪循環が起きるのではないかというふうには思いますけど、どう思われますでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 保険年金課長。

○保険年金課長（松尾俊孝君） 現行制度におきましては確かにそういう傾向は見られるかもしれませんが、国保の現行制度上は所得に応じて軽減判定という制度が設けられております。7割、5割、2割の軽減措置があるということでございますが、これ以外に各自治体で自由裁量権を持たしておるということにはつながっておりませんので、財政的に余裕があれば、それなりの手当はできるかもしれませんが、現行制度におきましては各保険者、どこでも赤字的なもので苦慮しておるということが考えられますので、ただいまの現行制度にのっかって、7割、5割、2割の軽減制度を生かしていくということが求められておるということではないかと思っております。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） きょうの朝の質問から各議員の方で、子供の貧困化という話が出てる中で、やっぱり子供の貧困化によるいわゆる医療の手おくれ、いわゆるお金がないために子供が病院に行けない、子供が病院に行けないとき重症化するということが起きて、子供が重症化したときの医療費というのは、それだけ余計にかかっているというのが今現状にあるというふうになってます。それを阻止するためとか、それを減らすためにも子供の医療費無料化というふうなことを私たちは指示してるわけです。

今、確かに朝倉は6億円の国民健康保険の赤字があります。今後考えられる、これはあくまでも私の考えです、考えられるのは、この赤字というのは多分ふえていくでしょう。毎年3億円ずつ一般会計から繰り入れるとしてもふえていく可能性は出てくると。それはどういうことかという、そのいわゆる子供の貧困化が今からひどくなるとは言いません、でも、ふえていく可能性はあると。その中で、子供だけではないです、子供が貧困化とい

うことは大人はそれ以上に貧困化になってるということになる。それだと大人もそれだけ病気にかかる確率、リスクも高くなり、おまけに今、高齢者社会ですから、高齢者が医療を受けると、それなりの金額がかかってきます。今後、今、朝倉市でもこのまま人口がふえないままでいくと、これは深刻な問題になっていくと思います。だから総体的に長い目で見た感じでそういうふうな医療費はどうにか考えられないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（堀内善文君） 国保の話でございますけど、滞納の問題と国保税とはまた別と私は理解しております。滞納される、その課税したときには所得等がありましたから、国保税の課税は一律でございませぬ、所得に応じて課税されておりますから、それなりの所得がありましたから課税されて、その人が何らかの都合で納められないということですので、担税能力といえますか、それはもともとあったんだろうというふうに思っております。

それと、子供さんの医療費の無料化というのはまた別の話でございまして、それは別に話さないけないということございまして、あと国保税をどうかして下げてということがまず言われておりますが、これはもともと本来なら上げるべきところ、そこまで上げていないということで、十分下げたと。本来、国保税というのは、その保険者が払うべきというのが基本でございまして、一般会計から負担するというのは、これは異常なことございませぬ。それを今回はやむなく皆さん方の議会にかけまして了解求めて、26年度は2億円の繰り入れをさせていただいて、今後は約束ですが1億5,000万円程度でいったらどうだろうかという形の提案を今させてるところでございます。実際、入れるときはまた議会の議決を当然いただくわけでございます。そういうことでまず国保のはそういう話でございます。

それから医療費につきましては、これはもう選択と、朝倉市が何をするかという形の政策的なものでございまして、朝倉市としては今の一般財源とは、先ほど言いましたように庁舎とか、体育館とか、そういう形は今計画しておりますが、それをやめてまで医療費には持っていけないということを今現在では考えてるということでございます。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） 体育館建設をやめてまでということじゃなくて、そういう選択肢もあるんじゃないかという話です。確かに子供の医療費と国民健康保険税とは別に切り離して話すことだということもわかります。でも、実際の話、各家庭は収入から全て出ているものであって、それに対して課税された国民健康保険税、そして、それに対して出てる子供の医療費ということになるので、やっぱり市民の立場としては全ては一緒なんですね、考えることは。だからこちらの立場としての話で今やってるので、そこは御了承ください。

もう私も今思ったんですけど、やっぱり医療費、国民健康保険税は確かに今、赤字が出

て大変だということはよくわかります。今まで上げなかったものを上げずに、今回初めて上げたというふうな話も出ましたが、けど、今まではそれでやってこれたという経験があるじゃないですか。だったら、今後も何かの工夫で、そこをもうこれ以上、上げない、または下げるということはできないのかというふうにちょっとお聞きしたいんですけど、どうぞ。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（堀内善文君） 国保が今まで国保税を低いままでやってこれたというのは収支が整ってきたというものとは違います、今までは赤字があったのを、ただ次の年度に繰越すという会計上の操作をしたことで今まではずっと成り立ってきたという形でございます、赤字が毎年毎年ふえていったということでございますので、結果的には国保会計がそれで成り立ったように見えますが、結果的には赤字がふえていっただけでございまして、これがうまくいったということではないということをお理解お願いしたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） その努力は大変なものだったと思います。それだけ苦慮されたんだと思います。それでそれだけの赤字は残ってしまったけど、そういうふうにしてやってきたんだと思います。

でも、やっぱり市民の中からどうしても国保税が高いという、もう下げてくださいという切実なる思いがあるというのは、私が今この9カ月間、朝倉にいていろんなところから出てくる声です。私も国保税はやっぱり皆さん、いわゆる意外と低所得者の方が多いんですよ、国保税になってる方は。その人たちはやっぱり低所得者だからこそ、病気になりやすいと言ったらちょっと語弊がありますが、そういうふうに健康管理にちょっと難しいところがあるということで、もう国保税を払っていったら毎月の家計のやりくりもきついという声が出てくるからこそ、やっぱり自分たちにどうしても下げてもらいたいという要望したいという声が出てくるということです。

だから、今後も市も、今は無理だとしても、先々、下げられるような要因が出た場合、国に要望することも1つだと思います、国に交付金でもいろんなものを要望して下げられる要因ができるのであれば、もうそれは早急に下げていただきたいということを要望してこの質問を終わります。

通告による一般質問をこれで終わります。

○議長（浅尾静二君） 1番和田庄治議員の質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議はあす11日午前10時から行い、一般質問を続行いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時13分散会